

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.119

平成 24 年 6 月 12 日

「違法なアダルトDVDの購入者を告発する。連絡するように」という文書が届いたのですが…。

## 相談内容

【相談者 30代 男性】

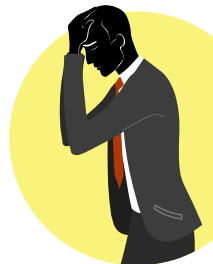
先日、見知らぬ団体から「違法なアダルトDVDや児童ポルノ等を製造販売した者が摘発されたので、その購入者も告発する。告発を取り下げてほしいければ、期日までに必ず連絡するように。」という内容の文書が届いた。どうしたらいいのでしょうか…。

## 対処方法

この事例のように不審な内容の文書が届き、不安になったという相談が寄せられています。中には慌てて相手に連絡をとってしまい、金銭の支払いを要求されたケースもあります。

- ・ 相談者には、「告発を取り下げたい者は期日までに連絡するように。」などと不安をあおられても、決して相手に連絡をしないよう助言しました。
- ・ 相手に連絡をとってしまい、金銭の支払いを要求された場合でも、絶対に支払わないでください。
- ・ 不安に思ったり対処に困った場合には、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

告発します!!  
連絡を!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631  
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)  
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)  
FAX: 0766 - 25 - 2890